

指定特定相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

はじめに

本重要事項説明書は、当事業所との利用契約の締結を希望される方に対し、事業所の概要、相談支援の内容、利用料金、個人情報の取扱い、苦情等について説明するものです。

1 事業者

項目	内容
名称	株式会社トポス
所在地	埼玉県坂戸市泉町二丁目 15 番地 4
電話番号	049-277-4161
代表者氏名	代表取締役 鈴木 大輔
設立年月日	平成 26 年 3 月 24 日

2 事業所の概要

項目	内容
事業所名	相談支援センターぼんて
所在地	埼玉県坂戸市伊豆の山町 60 番地 2 パナハイツ金子 C102 号室
電話番号	080-3419-0641
FAX 番号	049-272-7707
管理者	武井 良之（相談支援専門員兼務）
開設年月日	平成 30 年 1 月 1 日

指定事業の種類

事業の種類	指定年月日・指定番号
指定特定相談支援事業	平成 30 年 1 月 1 日・1136000385
指定障害児相談支援事業	平成 30 年 1 月 1 日・1176000139

事業の目的・運営方針

当事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って相談支援を行います。

利用者等の心身の状況、生活環境及び希望等を踏まえ、本人の選択に基づき、保健・医療・福祉・就労・教育等のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう支援します。

また、特定のサービスや事業者に不当に偏ることなく、公正中立な立場で支援するとともに、利用者等の意思決定を尊重します。

市町村、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、医療機関、教育機関、就労支援機関その他の関係機関と連携し、必要な社会資源の活用・改善に努めます。

相談支援の内容について自ら評価・改善を行い、関係法令及び関係通知等を遵守します。

3 事業実施地域

通常の事業実施地域：坂戸市全域

※通常の事業実施地域以外についても、利用者等の希望及び当事業所の業務体制等を勘案し、相談に応じます。

4 営業日及び営業時間

項目	内容
営業日	月曜日～金曜日
休日	国民の祝日、12月29日～1月3日
営業時間	午前9時～午後5時30分

※上記の営業日・営業時間のほか、利用者等の状況により必要な場合は、あらかじめ調整の上で必要に応じて営業します。

5 職員の体制

当事業所では、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供に必要な職員を、関係法令に定める基準を満たすよう配置しています。

職種	配置
管理者兼相談支援専門員	1人（常勤・兼務）／社会福祉士・精神保健福祉士

※職員の配置状況は、事業運営上必要に応じて変更する場合があります。

6 相談支援の内容

相談支援専門員が、利用者等からの日常生活全般に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主な支援内容は次のとおりです。

（１）基本相談支援

利用者等の相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行います。

（２）サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

利用者等の心身の状況、生活環境、希望する生活等を把握し、必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等を検討した上で、計画案及び計画を作成します。

（３）モニタリング・計画の変更

計画の実施状況や生活状況、希望及び課題等を継続的に確認します。

必要に応じて、計画の変更、関係機関との連絡調整、新たな支給決定・変更申請等に必要な支援を行います。

（４）関係機関との連絡調整

計画に基づき、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、医療機関、学校、保育所、行政機関、就労関係機関その他の関係機関と必要な連絡調整を行います。

（５）施設等への紹介

居宅等での生活が困難となった場合や障害者支援施設等への入所を希望する場合には、利用者等の意向を尊重し、必要な情報提供、相談、施設等への紹介その他必要な支援を行います。

7 利用料金

（１）サービス利用料金

当事業所が法定代理受領により、市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けるため、利用者等からの利用料の徴収はありません。

（２）交通費

通常の事業実施地域外にお住まいの方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に要した交通費の実費をいただきます。

自動車を使用した場合は、事業所と目的地の距離 1km につき 20 円とします。

交通費が発生する場合は、あらかじめサービス内容及び費用を説明し、同意を得た上で徴収します。

（３）利用料金等の支払い

交通費等の費用が発生した場合は、1 か月ごとに計算して請求します。利用者等は、請求月の翌月末日までにお支払いください。

- 窓口での現金支払
- 金融機関口座からの自動引き落とし
利用可能金融機関：武蔵野銀行坂戸支店

費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

8 サービス利用に関する留意事項

（１）担当相談支援専門員

担当する相談支援専門員は、当事業所の職員体制及び利用者等の状況を踏まえて決定します。担当者の変更についての希望や意見は相談窓口でお受けし、変更する場合は、利用者等に不利益が生じないよう配慮します。

（２）虐待防止

当事業所は、虐待の防止及び早期発見のため、虐待防止責任者を配置し、委員会の開催、従業者への研修その他必要な措置を講じます。

また、成年後見制度の利用支援等、必要な支援を行います。

（３）ハラスメント等への対応

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に必要な措置を講じます。

また、利用者等からの著しい迷惑行為等についても適切に対応し、利用者等及び従業者双方にとって良好な支援環境の確保に努めます。

９ 記録・情報の管理及び開示

当事業所は、関係法令及び株式会社トポスの個人情報保護に関する規程等に基づき、利用者等の記録及び情報を適切に管理します。

利用者等から記録の開示を求められた場合は、関係法令及び当事業所の規程に基づき対応します。

開示に際して複写等の費用が発生する場合は、実費をご負担いただく場合があります。

記録の保存期間

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援に関する記録は、相談支援を提供した日から５年間保存します。

主な記録

計画及び計画案、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング、関係機関との連絡調整、苦情、事故、市町村への通知、契約・重要事項説明、利用者負担に関する書類その他相談支援の提供に必要な記録を保存します。

10 損害賠償保険

当事業所は、相談支援の提供に伴って生じる事故等に備え、損害賠償責任保険に加入しています。

項目	内容
保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	事業活動包括保険
補償内容	財物損害、休業損失、賠償責任等

※補償内容の詳細は、加入している保険契約の内容によります。

11 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者等の家族、市町村、必要に応じて都道府県その他の関係機関に連絡し、必要な措置を講じます。

事故の状況及び講じた措置について記録します。

当事業所の責任により利用者等に損害を与え、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

12 苦情等の受付

（１）当事業所の相談・苦情窓口

提供した相談支援に関する苦情、ご意見、利用料、手続、記録、情報開示等について、下記窓口で受け付けます。

項目	内容
窓口	お客様相談係（苦情受付窓口）
担当者	管理者兼相談支援専門員 武井 良之
受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
苦情解決責任者	管理者兼相談支援専門員 武井 良之

苦情を受け付けた場合は、内容を確認し、必要な調査及び対応を行うとともに、苦情内容及び対応経過等を記録します。

（２）第三者委員

項目	内容
氏名	笠原 幹夫
連絡先	03-6323-5490（社会保険労務士かさらはら事務所）

（３）行政機関等の苦情受付機関

機関	連絡先・受付時間
坂戸市役所 障害者福祉課	049-283-1331 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
埼玉県運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会内）	048-822-1243 午前 9 時～午後 4 時

※坂戸市以外の市町村にお住まいの方は、当該市町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

重要事項説明確認欄

令和 年 月 日

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

法人所在地 埼玉県坂戸市泉町二丁目 15 番地 4

事業所名 相談支援センターぽんて

事業所所在地 埼玉県坂戸市伊豆の山町 60 番地 2 パナハイツ金子 C102 号室

事業者名 株式会社トポス

代表者氏名 代表取締役 鈴木 大輔 印

【利用者等】

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供について説明を受けました。

☐ 利用者本人☐ 障害児支援対象保護者

☐ 代理人等

住所：

氏名： (印または署名)

本人との関係・続柄：